

施設理念 6つの目標

- れ 冷静に判断し、適切な対応を心がけます。
- い いつも笑顔を忘れず、毎日が気持ちのよい生活づくりを目指します。
- め 目線を同じ高さに合わせてお話しします。
- い 一緒に生活し、ふれあうことで家族のように愛情を注ぎます。
- の ノーマライゼーションの理念に基づいて業務に徹します。
- 家 家（家庭）に視点を向け、その人らしさを大切にします。

以上の6つの目標を踏まえ、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り、入居者のニーズに沿った生活環境づくりを目指します。

れいめいの家は、地域密着を主とし、地域全体で支えていくことを目的とします。10名を1ユニットとした体制をとり、より家庭的なあたたかい生活を提供していきます。

入居者定員・職員数 定員 20名 一丁目 10名 二丁目 0名 令和7年4月現在

※ 当法人内による人材不足の為、10名の受入れができない状況です。

職員

管理者 1名（特養事務次長兼務） 生活相談員 1名（ケアマネジャー兼務） 看護職員 2名（看護師1名、介護福祉士兼務准看護師1名） 介護職員（常勤） 6名（内ユニットリーダー修了者3名、介護福祉士取得者4名、特定技能生2名） 機能訓練指導員（准看護師） 1名、管理栄養士1名（特養・短期兼務）

【運営管理部門】

入院者になるべく発生しないよう、日頃からの健康チェックを念入りに行い、健康管理に努めていきます。また、加算がとれる項目は出来るだけ取得し、施設の収入アップへ繋げていきます。更に、加算取得により、職員の賃金アップにも繋がるのが考えられます。

【施設整備・物品購入について】

令和6年度に計画している施設整備又は購入するもの

今回は、大規模整備として外壁の修繕が計画されています。また、各ユニットの談話室に設置してある空調機の取り換えを予定しています。部分的に建物の老朽化が進み、修理箇所が目立ってきている為、定期的な確認と早めの修理を検討していきます。

- ・新棟大規模外壁改修工事（長期による老朽化の為）
- ・冷暖房器具取替工事（長期による老朽化の為）

本年度の重点目標

個別ケアについて：生活支援の方法(24時間シートの位置づけと意義)

ユニットミーティングにおいて、入居者支援における24時間シートは介護の提供のためにスタッフが行動するための指針のような位置づけであることの認識を促進します。更に、24時間シートはお一人おひとりの生活スタイルに基づいて作成されているため、介護者はその生活スタイルを理解し、「その人らしい生活」を目指していきます。重度化に伴う個別ケアの内容への検討、その都度他部署との横の連携の強化、再確認、見直しを行います。

各種委員会活動の活性化

安全・身体拘束・喀痰吸引・感染症対策・褥瘡等の委員会を運営しています。委員会活動の活性化を図り、各委員を中心に活力ある委員会活動を目指します。

身体拘束についての取り組み

身体拘束については、拘束ゼロの考えから「拘束せず、させず」を基本とします。ただし、経管等の抜去行為等により生命の危険性のリスクが考えられる場合には、切迫性、非代替性、一時性を基本とした上で、家族へ説明書に基づき説明し、同意を得た後で第3者委員の意見を付した上で、行動制限を行うものとします。

また、記録についてタイムスケジュール表に記入した上で、制限の状況を把握するとともに、検討会を定期的で開催し、現状確認及び対策の変更性等を討議します。なお、身体拘束の内容や経過、評価については、検討委員会等で議論します。マニュアル、指針、総合的な拘束の総括及び承認については、適正化委員会で議論し、結論を導き出します。

BCP計画の策定（災害時の業務継続計画）

感染症または災害発生時の業務継続に関する計画については、法律などで策定が義務付けられていることから、現在策定を進めているところです。**定期的な見直しを行い、当法人において的確な災害対策に対する進め方を今後も常時検討していきます。**

自主性の尊重

業務全般に渡って、各職員が目標を立て、入居者の生活環境の向上や、自身のスキルアップのための目標の達成度を確認する等、自主性の向上を図ります。

生活環境の整備及び感染症対策

生活環境の整備については、入居者に施設行事や野外活動へ参加して頂くとともに新設した面会室でマイクを使い、家族と会話を楽しんで頂いています。

感染症対策については、新型コロナウイルス感染症等の発生状況を見ながら、感染拡大を防ぐために引き続き、職員はマスクや手洗い等の基本的な感染予防を心掛け、必要時にはフェイスシールドを着用し、厳重に感染源から守っていきます。

【暮らしについて】

食事について： 具体的な介助についての考え方及び介助内容

個人の好み、身体状況にあわせて柔軟な食事の提供を行います。疾患に伴う食事形態等に対して、リスクを防ぐことのみにとらわれるのではなく、入居者本人にとっての満足、本人の希望、要望を確認した上で、サービスの提供を行います。また、ご飯に関しては、炊飯器を使ってユニットで炊きます。炊飯中の匂いを嗅いで頂きながら、ご飯の時間が近づいていることを理解して頂きます。

個人持ちの食事、飲食等については、原則個人の選択に委ねることを中心に支援を行います。食べたい時に食べて頂くことを大切にします。

食事をより一層美味しく楽しんでいただくために、食事前後の時間の関わりを工夫し、雰囲気作りに取り組みます。また、誤嚥等が起きた場合にすぐ対応できるよう、顔色等をみたり、定期的な観察や、AEDの取り扱い、喀痰吸引、心肺蘇生法等も学習します。

栄養管理面及び食の充実について

ケアプランと連携し、適切な食事提供または栄養状態の安定・改善に努めていきます。嚥下困難者に対し、様々な食事形態を他職種と協議し、本人に合った食事の提供に努めます。また、季節感を取り入れ、彩り、味付け等、みんなが見て、感じて、楽しめる食事を多く取り入れていきます。感染症・食中毒・異物混入の予防等、安全衛生について、委託業者と協力して実施します。

薬の対応について

薬自体の管理は、看護職員が責任をもって施錠保管を行います。薬の準備は、看護職員が行い、当日の夕食後から翌日の朝昼食後までの3食分の薬及び臨時薬を準備します。また、薬の袋に朝は赤丸、昼は黒丸、夕方は緑丸の印をつけ、色を区別することにより、誤薬を防止します。また、準備された薬は、日勤の介護職員2名がそれぞれチェック表に記入を行い、重複確認を行います。

排泄について

排泄後は出来るだけ早めに交換し、清潔保持に努めていきます。日中は出来る限りトイレやポータブルトイレを使用し、おむつからパンツへ切り換えて不快感をなくしていき、機能の維持又は向上に努めていきます。排便コントロールも毎日チェックを行い、便秘にならないよう心がけます。

入浴について

入居者とのマンツーマン方式の介助を基本として、入浴して頂きます。移乗の際、一人で介助が難しい場合は、二人介助で移乗します。近年では、介護ロボット等のテクノロジーの活用促進の一環として、入浴用リフト等の活用も視野に入れ、安全かつ介護負担の軽減に努めていきます。原則、週2回以上は入浴して頂きます。体調不良等の場合は清拭等を行い、清潔保持に努めます。

健康管理 感染防止

嘱託医師のもと、健康管理に留意し、適切な医療及び健康面での支援を行っていきます。週1回、病院より医師の回診を受け、定期時又は必要に応じてバイタルチェック(検温、血圧、脈拍、様子観察)を実施し、体調の変化を把握して、疾病の早期発見・早期治療に努めていきます。病院受診については、ご家族の付添い等の協力をお願いすることがあります。急変時は、嘱託医、ご家族へ連絡を行い、救急搬送を行うことがあります。

拘縮や麻痺等、ADLの低下がみられる場合は、機能訓練指導員の指示の下で機能訓練を実施し、状態の維持改善に努めます。また、施設内研修を実施し、個人のスキルアップや、感染予防等に努めていきます。

看取り介護について

入居者の重度化に伴い、看取り期に移行することが予測される中、看取りにおいては、医師や各専門職、更に家族との綿密な連携を図り、適切な対応を行います。

サービスの質の向上・評価について

良い点・改善すべき点を挙げ、改善すべき点に関しては、みんなで話し合い、問題解決していきます。また、家族や地域の方にもアンケートによる調査を行い、質の向上に繋がります。

【住まいについて】

施設や病院といった感覚ではなく、家に視点を向けた住まい作りを心がけます。居室については、「その人らしさ」を大切にしていきます。

<1丁目>

入居者の生活の場としてプライバシーや尊厳を守りながら、一人一人の個別ケアを充実していきます。

入居者のこれまでの生活スタイルを大切に、個性や生活リズムに合わせて生活できるようサポートします。

【人権擁護・介護事故・防止対策について】

介護事故について

介護の際、転倒や表皮剥離等の事故が生じた場合は、早急に処置を行い、家族へ連絡します。

(必要であれば嘱託医にも)。また、事故がなぜ発生してしまったのかを早急に話し合い、今後の事故防止に努めます。

安全対策小委員会報告(月1回開催) 安全対策大委員会報告(年4回開催)

身体拘束について

入居者の身体状況及びできることをしっかりと把握するとともに、安全配慮に努め、身体拘束はせずに生活の質を維持、向上させていくことに努めていきます。

また、他職種が集まり、一人ひとりの身体拘束適正化について話し合い、その話し合いの内容を2か月に1回行われる運営推進会議やユニット内で開催される身体拘束会議で報告します。

防災計画について

火災等の災害が発生しないように、常に身の回りの点検、コンセント等の漏電防止等、防災意識の向上に努めます。(BCP計画参照)

火災が発生した場合を想定してすべての職員が早急に対応し、消防設備を取り扱えるよう消防訓練や防災教育等を実施し、周知徹底していきます。また、最近では地震や豪雨による水害等も発生している為、風水害対策についても検討していきます。(BCP計画参照)

【法令遵守について】

介護の倫理は、日々の具体的実践の中にあること、実践する私たちの中にあることを理解していきます。介護サービスは対人援助サービスであるので、法律を守るだけでは守れない人権もあるという視点が重要であり、「法律を守るだけでは介護の質は高まらない」という理解のもとに、職業倫理も含んだ法令遵守を達成していきます。

【人材確保と育成について】

人材の育成については、人事考課を導入し、職員一人一人に目的意識を持ってもらい、スーパービジョンを行うことでアセスメントしていきます。目標がクリアしたら、次のステップへステップアップし、常にスタッフの質の向上に努めていきます。

人材確保については、事業所の魅力をホームページや地域に訪問して伝えていき、ハローワーク、福祉人材センター、新聞等も有効に利用していきます。また、特定技能生等の受け入れ等も活用しながら、人材の確保に努めていきます。（特定技能、技能研修生の受け入れ）

【地域に向けた取り組みについて】

地域で必要とすることに対して協議し、今何が必要とされているのかを各地域で具体的に取り上げ、地域のニーズに沿った取り組みを実現していくことが重要視されると思います。地域の福祉ネットワークの一員として自治会・民生委員・老人会との連絡・協力体制を整えていきます。その他にも社会福祉協議会や行政機関とも連携していきます。

また、地域で行われているサロンにおいてもサポート役として努めます。

【運営推進会議の開催】

2ヶ月に1回、運営推進会議を開催します。会議は地域の役員の方に参加して頂き、地域での行事の紹介等、情報交換を行います。事業所の方は日々の生活状況や、施設内で行う活動の報告等を行います。

今後も行政機関や各地域の方々との連携をもって地域行事へ参加していきたいと思います。

定期的な報告

- ・れいめいの家活動報告・地域のサロン・出前講座活動報告・身体拘束実施状況報告、新しく行う催し等について
- ・地域のサロンや出前講座等に行った際、皆さん元気に運動したり、勉強されています。また、地域で行われているサロンにおいてもいつまでも在宅生活が維持できるようにサポート役として努めていきます。

【看護について】

看護部門においては、健康の保持、増進や病気の予防、苦痛の緩和に努め、健康な生活が送れるよう援助します。また、健康観察（体温、血圧測定 1回/1日）心身の状態観察を行います。入居者の体調変化に伴い、医師、各専門職員、更に家族との連携を図り、適切な対処を行います。まだ、新型コロナ感染等も耳にします。当事業所でも、手洗い、換気、マスクの着用などを徹底し、感染予防対策に努めていきます。状態の変化等に関しては、24時間迅速な対応ができるよう努めていきます。

【機能訓練について】

機能訓練については、日常生活を送る中で、今の機能状態を維持し、少しでも元気に生活ができるようサポートします。機能訓練指導員の計画に沿って、他の職員も実践し、約3ヶ月に1回見直しを行い、入居者にあった訓練内容を提供します。訓練も集団で行う訓練や生活リハビリ等も内容として含め、生活の向上のために工夫して実践していきます。また、他職種との連携も行い、実践に際しては、応援を依頼し、協力してもらいます。そこで訓練の見直しを行った結果を家族へ報告しています。入居者の方が、楽しく訓練に参加されるような工夫を行っていききたいと思います。



在宅復帰は困難、家族も介護は難しい

入居者健康管理計画（案）

※ 都合により変更になることがあります。

嘱託医回診	週 1 回（毎週木曜日）10：30 ～ 12：30 ※祝日により変更あり
体重測定	毎月 1 回（健康状態によって随時測定する）
入居者健康診断	5 月、10 月（血液検査、尿検査、心電図等） 胸部レントゲン
協力医往診	眼科：3 ヶ月に 1 回（必要に応じて）
	泌尿器科：随時対応（必要に応じて）
	歯科：随時対応（必要に応じて）

職員健康管理計画（案）

健康診断	職員健康診断全職員（5 月）夜勤者・当直者腰痛診断（11 月） 胸部レントゲン・採血・心電図等（介護職員腰痛検査も含む）
------	---

予防接種	インフルエンザ（9～10 月頃予定）
定期検査	コロナ検査キット（状況に応じて検討する）

安全衛生管理計画（案）

項 目	内 容
検便	検便月 1 回（※調理委託業者は月 2 回）
食器調理器具等消毒	毎食後洗浄、消毒・漂白週 1 回
調理器具点検・調理室清掃	点検：月 1 回
下水溝・油分離槽処理	月 1 回 清掃：毎日
ガス設備・ガス警報器確認	毎日
配膳車清掃	毎食後
換気扇・冷蔵庫清掃	月 1 回
調理室清掃	毎日

※ 外部業者委託：水質検査（年2回）、貯水槽清掃（年1回）

排水管高圧洗浄（年1回）・害虫駆除（年2回以上）

令和7年度感染症対策委員会・対策研修(案)

月	主な研修内容	担 当	委員会開催
4月	施設における衛生管理について	医務	
5月	新型コロナ対策について	医務	◎
6月	食中毒について(0-157)	給食	
7月	疥癬、白癬について	介護	
8月	尿路感染症について	介護	◎
9月	肝炎について	医務	
10月	インフルエンザ・衛生管理について	医務	
11月	感染性胃腸炎について(給食関係)	給食	◎
12月	感染性胃腸炎について(医療関係)	医務	
1月	インフルエンザについて	医務	
2月	感染性対策について	医務	◎
3月	レジオネラ症について	介護	

※ 緊急で行う内容がある場合は、変更があります。

運営推進会議開催日程 (案) ※業務の都合により、若干日程の変更があります。

4月		9月	活動報告(8, 9月)	2月	
5月	活動報告(4, 5月) 新運営推進委員会 役員紹介	10月		3月	活動報告(2, 3月)
6月		11月	活動報告(10, 11月) 門松作り計画等	※ 運営推進会議の議題については、定期報告以外の議題が毎回異なるため、その都度決定することになります。また、コロナやインフルエンザ等の感染が流行した場合は、急遽中止にする場合があります。	
7月	活動報告(6, 7月) サロン活動報告	12月			
8月		1月	活動報告(12, 1月) 門松作り反省会		

令和7年度 年間行事計画(案)

※ 都合により内容の変更があります。

月	施設外行事	施設内行事	法人関連	地域行事
4月	お花見(弁天公園)	れいめい茶屋	法人役員選任・ 解任委員会	ふれあいサロン
5月	ショッピング ドライブ(熊本城)	れいめい茶屋 ふれあい会総会 こいのぼり		ふれあいサロン
6月	ホテル見物 (前川水源)	物故者慰霊祭 れいめい茶屋	定時評議員会 理事会	ふれあいサロン
7月	ドライブ (田原坂公園)	れいめい茶屋		ふれあいサロン 吉松校区夏祭り
8月	ショッピング	かき氷作り すいか割り れいめい茶屋		ふれあいサロン
9月	ドライブ (植木町周辺・ショッピング)	敬老祝賀会 れいめい茶屋		
10月	ドライブ (七城町コスモス見物)	れいめい茶屋 運動会		ふれあいサロン 出前講座
11月	菊人形祭り (菊池市)	干し柿作り れいめい茶屋	理事会	ふれあいサロン 出前講座
12月		クリスマス忘年会 門松作り クリスマスお楽しみ会 れいめい茶屋		ジュニアヘルパー研修 出前講座 ふれあいサロン
1月	初詣	年賀式 お屠蘇渡し 書初め れいめい茶屋		ふれあいサロン 出前講座
2月		豆まき れいめい茶屋		ふれあいサロン 出前講座
3月	ショッピング	ひなまつり れいめい茶屋	理事会	ふれあいサロン 出前講座

令和7年度 施設内研修年間計画書(案)

月	全 体 研 修	ユ ニ ッ ト 内 研 修
4月	介護保険に関する研修	感染症について
5月	リスクマネジメントについて 口腔ケアについて	ポジショニング又は体位交換について
6月	褥瘡に関する研修	認知症について
7月	コミュニケーション能力(報告・連絡・相談) 介護技術について	吸引、急変時の対応・嘔吐処理について
8月	認知症に関する研修	ヒヤリハット、事故対策について
9月	権利擁護と身体拘束について	吸引、急変時の対応・嘔吐処理について
10月	接遇・職員の倫理について	感染症について
11月	認知症の理解について	ポジショニング又は体位交換について
12月	介護技術研修	吸引、急変時の対応・嘔吐処理について
1月	救急蘇生法講習会	認知症について
2月	褥瘡予防の研修について 口腔ケアについて	接遇について
3月	リスクマネジメントについて 身体拘束に関する研修	ポジショニング又は体位交換について

※ 上記の企画はあくまで予定であり、随時日程調整及び研修内容の変更等があります。

令和7年度消防年間スケジュール表(案) ※都合により変更になることがあります。

月	総合訓練	消防通報訓練	消火訓練	救急蘇生	防災教育
4 月					
5 月	消防総合訓練(夜)		○		I 期(ガス設備)
6 月					
7 月					
8 月					II 期(スプリンクラー)
9 月					
10 月	消防総合訓練(昼) BCP計画				
11 月		招集訓練			III 期(総合教育)
12 月					
1 月				○	
2 月					
3 月					

【今年度の新たな取組について】

① 職員のスキルアップ向上とチームワーク強化

個人の積極的にスキルアップの向上を目指す上で、チームワークの必要性を理解していきます。業務を遂行していく上で、より暮らしやすい環境の整備を図っていくために、適切な介護又は統一された介護の提供ができるように、個人の介護技術の向上や能力強化に努め、入居者に同じ介護サービスが提供できるよう、常にチームとしての話し合いを徹底していきます。

② 介護ロボットやテクノロジーの活用、介護ICT化への取り組みについて

介護ロボットやテクノロジーの活用を積極的に行い、無理な介護をせず、介護者の身体負担を軽減していきます。また、介護ロボット等を活用することで、一人でも介護が可能となれば、業務の効率向上にも繋がることから考えられます。みんなで検討し、入居者への不安や安全を守るために努めていきたいと思ひます。また、最新の機器についての情報も業者やインターネットを通じて情報共有し、展示会への積極的参加も検討していきたいと思ひます。

③ 事業所におけるサービスの質の評価について

事業所が行っているサービスが本当に入居者の方が、満足されているのか生の声を聞いたり、職員に改善すべき点はないかをアンケート等で調査することで、入居者にとってより住みやすい環境作りを目指して、質の向上に努めます。また、家族や地域の方にも評価して頂きます。

④ 地域貢献推進事業の開発

吉松校区を中心に、地域のいきいきサロンへの支援や、出前講座の講師など、地域の活性化に努めていきます。サロンに関しては、年間を通じて行う健康体操や、レクリエーション等の指導又は講師等を行っていきます。福祉に関する知識を地域の方に理解して頂く為に様々な地域イベントを検討していきます。

⑤ 口腔衛生管理体制の強化

本年度より、口腔衛生管理体制加算が廃止され、義務化されるようになりました。状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、基本サービスとして、入居者毎の状態に応じた口腔衛生の管理を行います。歯科医師に年2回、口腔ケアに関する指導を受け、歯科衛生士と密に連携をとっていきます。

⑥ 各委員会活動について

各種委員会の設置については、これまで経過措置でしたが、今年度から新たに設置が義務化された生産性向上委員会等の活動によって、介護サービスの向上又は職員の負担軽減等を図っていきます。

令和7年度

れいめいの家事業計画書(案)

社会福祉法人 三峰福社会

地域密着型特別養護老人ホーム れいめいの家